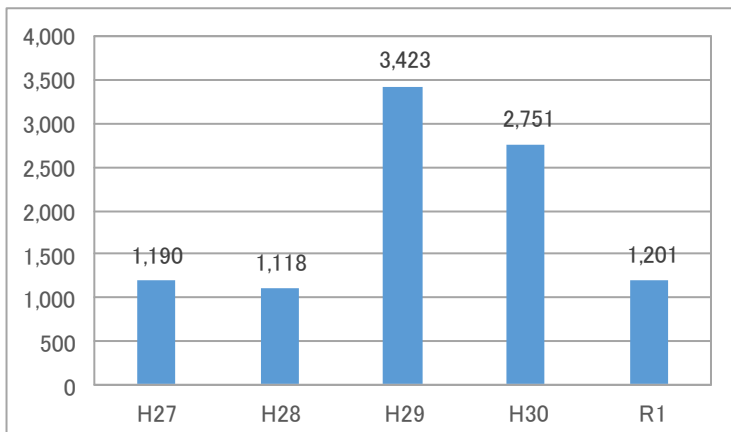


コロナ便乗詐欺 注意

「身に覚えのない請求を受けた」などの架空請求に関する相談が多く寄せられています。請求手段はメール、SMS（ショートメッセージサービス）、はがき、封書、電話などで、最近では、新型コロナウイルスに便乗したものもみられます。

- ▼「マスクの注文承りました。代金1万3800円。商品は代引きで送ります。受け取り拒否の場合、往復送料や手数料はお客様負担となります。不明な点は連絡を」と記載されたSMSがスマートフォンに届いた。注文した覚えがない。（50代・男性）
- ▼「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたはがきが公的機関より届いた。取り下げ期限までに連絡しなければ裁判となり、資産等を差し押さえると書かれている。（70代・女性）
- ▼携帯電話に「5億円が当選した。当選金受け取りのため、手数料として電子マネーを4万円分購入し、カード裏面のコードを送ってください」という内容のメールが届いた。（40代・男性）

文面に「訴訟をする」などと記載し消費者の不安をあおり、連絡させようとしています。裁判所、法務省等の公的機関や実在の事業者をかたる例があります。記載の連絡先へ連絡すると、金銭を要求される例が多くみられます。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた架空請求に関する相談件数（R1は速報値）

架空請求は消費者の情報を完全に特定した上で送られているわけではありません。連絡をすることで自分の情報を相手に知られてしまいます。心当たりがなければ、決して相手に連絡しないようにしましょう。

また、偽の消費生活センターを案内され「お金を支払うように」とうその助言をされる新手の手口もみられます。消費生活相談窓口の電話は、「188」と覚えておきましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。（開設時間：平日8:30～17:00）

土曜日は電話相談（9:00～17:00）のみ

受付消費者ホットライン ☎（局番なし）188番（いやや!）

※☎（局番なし）188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。